

「箕面都市開発（株）」の特定調停にかかる「調停案」について

平成22年(2010年)11月26日

箕面市の出資法人（第3セクター）「箕面都市開発（株）」が、平成22年9月17日に申し立てた特定調停^(※)について、11月19日、第5回調停において大阪地方裁判所調停委員会から「調停案」が提示されました。

本日、この調停案の受諾について、平成22年第4回市議会定例会に議案を提出しました。

(※) 特定調停＝「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」に基づく調停

【特定調停の経過】

○ 調停期日

- ・ 9月17日 箕面都市開発（株）が大阪地方裁判所に特定調停申立
- ・ 9月24日 第1回調停期日
- ・ 10月22日 第2回調停期日
- ・ 10月29日 第3回調停期日
- ・ 11月11日 第4回調停期日
- ・ 11月19日 第5回調停期日（裁判所から「調停案」が提示）

○ 主張書面等

- ・ 上記5回の調停期日と並行して、12回の答弁書・意見書・主張書面により双方の意見を主張（事業計画概要説明書や上申書などを含めると合計22回）

【調停案の概要】

- ①市に対する会社の債務額は、976,369,142円。
- ②会社の債務超過相当額は、約5億4千万円。
- ③本市と会社との間で、5億2千万円の債権を株式化（取得請求権付株式^(※)）する。（債務超過相当額を3カ年で解消）
- ④会社は、残りの債務額約4億5千万円を平成41年度までに本市に返済する。
(※) 取得請求権付株式＝株主が会社に対して株式の買い取りを請求することができる株式

【調停案受け入れ判断のポイント】

- ①会社の破綻による箕面駅周辺地区等への影響（参考資料7頁）
- ②破産よりも、債権の株式化の方が回収額が大きいこと（参考資料8頁）
- ③返済期間の短縮や株式の種類（取得請求権付株式）など弁済計画の妥当性（参考資料9頁）

【市議会へ提案】

本日、この調停案の受諾について、平成22年第4回市議会定例会に議案を提出しました。なお、次回第6回調停期日は、平成23年1月7日の予定です。

問い合わせ先
総務部出資法人支援担当
TEL 072-723-2121（内線 3273）